

鯖江市地域防災計画

〈原子力災害対策編〉

令和 7 年 3 月修正

鯖江市防災会議

原子力災害対策編目次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	3
第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針	3
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	3
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	5
第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施	9
第8節 防災関係機関の事務または業務の大綱	20
第9節 広域的な活動協力体制	28
第2章 原子力災害事前対策	30
第1節 基本方針	30
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議および防災要員の現況等の 届出の受理	30
第3節 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連絡	30
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	30
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	31
第6節 緊急事態応急体制の整備	34
第7節 避難収容活動体制の整備	37
第8節 緊急輸送活動体制の整備	41
第9節 救助・救急、医療、消火および防護資機材等の整備	41
第10節 住民への的確な情報伝達体制の整備	43
第11節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	44
第12節 行政機関の業務継続計画の策定	45
第13節 原子力防災等に関する等に対する知識の普及と啓発および国際的な 情報発信	46
第14節 防災業務関係者の人材育成	47
第15節 防災訓練等の実施	48
第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	49
第17節 災害復旧への備え	50

第3章 緊急事態応急対策.....	51
第1節 緊急時の通報連絡.....	51
第2節 活動体制の確立.....	60
第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動.....	76
第4節 治安の確保および火災の予防.....	82
第5節 飲食物の摂取制限、出荷制限等.....	82
第6節 緊急輸送活動.....	84
第7節 救助・救急、消火および医療活動.....	85
第8節 住民への的確な情報伝達活動.....	85
第9節 ボランティア等の受入.....	88
第10節 行政機関の業務継続に係る措置.....	89
第11節 要配慮者に配慮した応急対策.....	89
第4章 原子力災害中長期対策.....	91
第1節 基本方針.....	91
第2節 緊急事態解除宣言後の対応.....	91
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	91
第4節 放射性物質による環境汚染への対処.....	91
第5節 各種制限措置の解除.....	91
第6節 災害地域の住民に係る記録等の作成.....	91
第7節 被災者等の生活再建等の支援.....	92
第8節 風評被害等の影響の軽減.....	92
第9節 住民相談体制の整備.....	92
第10節 被災中小企業等に対する支援.....	93
第11節 心身の健康相談体制の整備.....	93
第12節 復旧・復興事業からの暴力団排除.....	93

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）および原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転および事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、鯖江市（以下「市」という。）、福井県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって住民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は、その他の放射性物質または放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

第2節 計画の性格

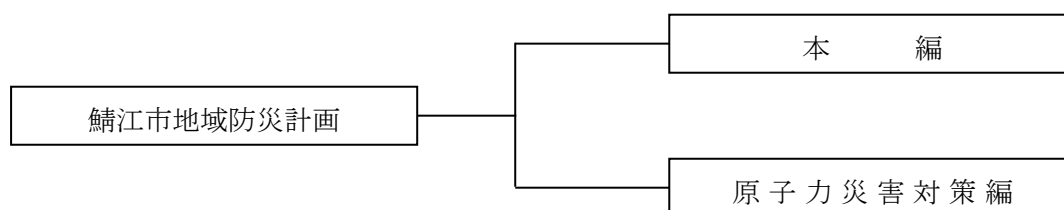
第1 鯖江市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本で、国の防災基本計画原子力災害対策編および県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と連携を図った上で作成したものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 鯖江市における他の災害対策との関係

この計画は、「鯖江市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「鯖江市地域防災計画（本編）」に拠るものとする。



第3 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

第1章 総 則

第2章 原子力災害事前対策

第3章 緊急事態応急対策

第4章 原子力災害中長期対策

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画または市の体制、組織等の見直し等により修正の必要が生じた場合にはこれを修正するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関は、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日改訂）を遵守するものとする。

また、国の防災基本計画や県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正が行われた場合など、必要が生じたときは修正するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子力災害対策を的確に実施するためには、その要因である放射性物質または放射線の放出および住民の生命または身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

第1 放射性物質または放射線の放出の形態

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(1) 外部被ばく

「外部被ばく」とは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(2) 内部被ばく

「内部被ばく」とは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

市において、原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下の基準をもとに県が原子力発電所からおおむね半径30kmを目安に緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の範囲を設定した。

また、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする。

このことから、市においては、市域の3分の2が緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に属するが、気象条件等によっては、UPZ以外の地域においても緊急時防護措置をとる必要性が生じる可能性がある。この考えを踏まえ、市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は市全域とする。

市全域は、別表1、区域図は別表2のとおりとする。また、市のUPZ区域に関連する原子力事業所の概要は別表3のとおりとする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
（緊急時防護措置を準備する区域（UPZ））
鯖江市全域

（参考）「原子力災害対策指針」に示されているPAZ、UPZの考え方

（1）予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、指針のEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

（2）緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、指針のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの

国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

別表1（本節関係）

〔原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲/鯖江市全域〕

（令和7年1月1日現在）

地区名	世帯数（区長扱）	人口（区長扱）
鯖江地区	5,262	12,886
新横江地区	2,066	5,296
神明地区	6,922	17,235
中河地区	1,674	4,763
片上地区	579	1,730
立待地区	3,289	8,612
吉川地区	2,451	6,982
豊地区	1,713	4,589
北中山地区	843	2,567
河和田地区	1,337	3,642
合計	26,136	68,302

この考え方を踏まえ、鯖江市における対象となる原子力施設は以下のとおりである。

- (1) 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所2号機
- (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ

下記の原子力施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとし、関係市町は表2のとおりとする。

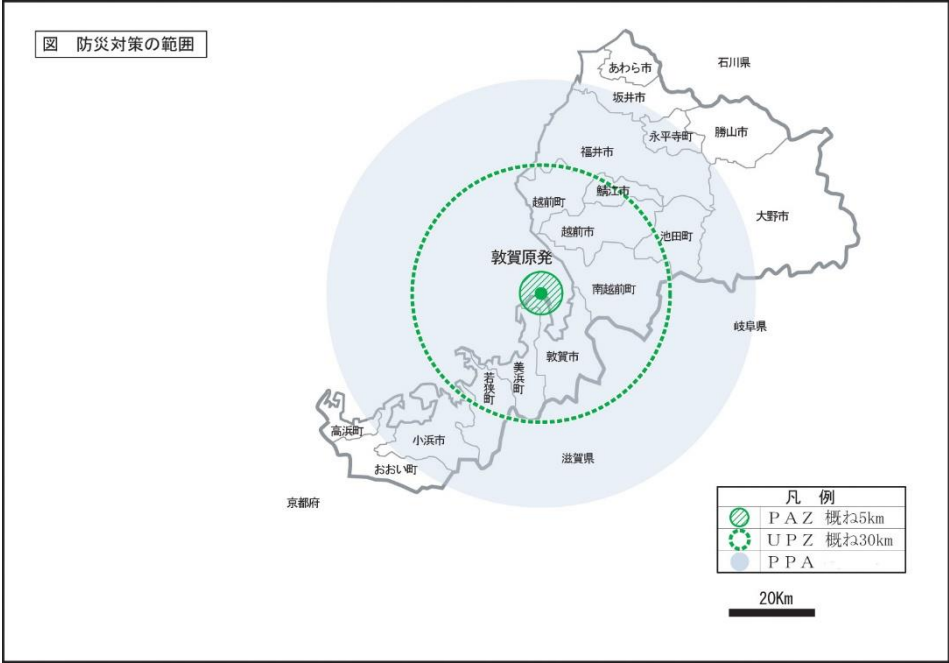
表2

原子力事業所もしくは施設	UPZ関係市町 （おおむね5km圏）
日本原子力発電㈱敦賀発電所1号機 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	敦賀市

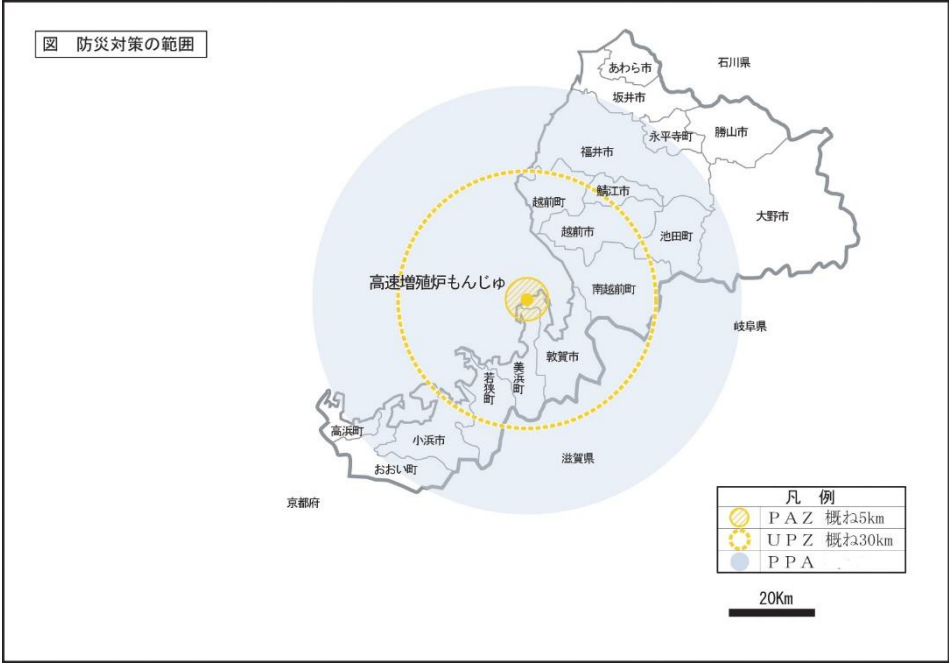
別表 2（本節関係）

[原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区域図（30km 圏）]

・ 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所 2 号機



・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ



別表3（本節関係）

〔鯖江市に関連する原子力事業所の概要〕

原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万KW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月	営業（本格） 運転開始年月日
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	1号機	敦賀市 明神町	BWR※	35.7	S40. 5	S41. 4. 22	S42. 2	S45. 3. 14 廃止措置中
	2号機		PWR※	116.0	S53. 12	S57. 1. 26	S57. 3	S62. 2. 17
	3号機		PWR	153.8	建設準備中			
	4号機		PWR	153.8	建設準備中			
国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		敦賀市 白木	FBR※	28.0	S57. 5	S58. 5. 27	S60. 9	廃止措置中
国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん		敦賀市 明神町	ATR※	16.5		S45. 11. 30	S46. 8	S54. 3. 20 H15. 3. 29 運転終了 廃止措置中

※BWR（Boiling Water Reactor）：沸騰水型軽水炉

PWR（Pressurized Water Reactor）：加圧水型軽水炉

FBR（Fast Breeder Reactor）：高速増殖炉

ATR（Advanced Thermal Reactor）：新型転換炉

（注）着工年月日は、工事計画認可の月とした。

第7節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施

市は、PAZ範囲外であるが、本節ではPAZ内での対応も含めて記載した。

第1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事態においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転および停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施することとする。

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

(1) 緊急事態の段階

緊急事態において、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、「準備段階」、「初期対応段階」、「中期対応段階」および「復旧段階」に区分する。

① 準備段階

原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

② 初期対応段階

情報が限られた中で、放射線被ばくによる確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

③ 中期対応段階

放射性物質または放射線の影響を適切に管理し、緊急時モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

④ 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、I A E A等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

① 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）

ア 基本的な考え方

初期対応段階において、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

【警戒事態（第1段階）】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者および安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。この段階では、県およびPAZ関係市町は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

【施設敷地緊急事態（第2段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県および関係市町は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

【全面緊急事態（第3段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、県および関係市町は、PAZ内において、基本的にすべての住民を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、UPZ内においても、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。

イ 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護※を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象※の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性および立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表1）および下記（ロ）を踏まえ原子力事業者が行う。

ウ EALの運用

原子力事業者は、上記（イ）を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。原子力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成または修正を命ずることができる。

※ 深層防護

原子力施設の安全性確保の基本的な考え方の一つで「異常の発生防止」、「異常の拡大および事故への発展の防止」、「周辺環境への放射線物質の異常放出の防止」という三つの観点から、安全対策が多段的に構成されている。多重防護ともいう。

※ 外的事象

地震、津波、竜巻、洪水、台風、火山等の自然災害や航空機等の飛来物等、施設内の機器等故障に起因する事故事象ではなく、外部に起因する事故事象をいう。

表1 緊急事態区分を判断するEALの枠組み

1. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設および照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ② 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ③ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ④ 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑤ 当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑥ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑦ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ③ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ④ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

3. 炉規法第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

② 運用上の介入レベル（O I L）

ア 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県および関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、防護措置を実施すべき基準にその測定結果を照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から簡易除染（簡易な方法による除染）等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

イ 具体的な基準および防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。防護措置を実施する国、県および関係市町等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値は、指針によるものとし、その内容は表2のとおりとする。

表2 OILと防護措置

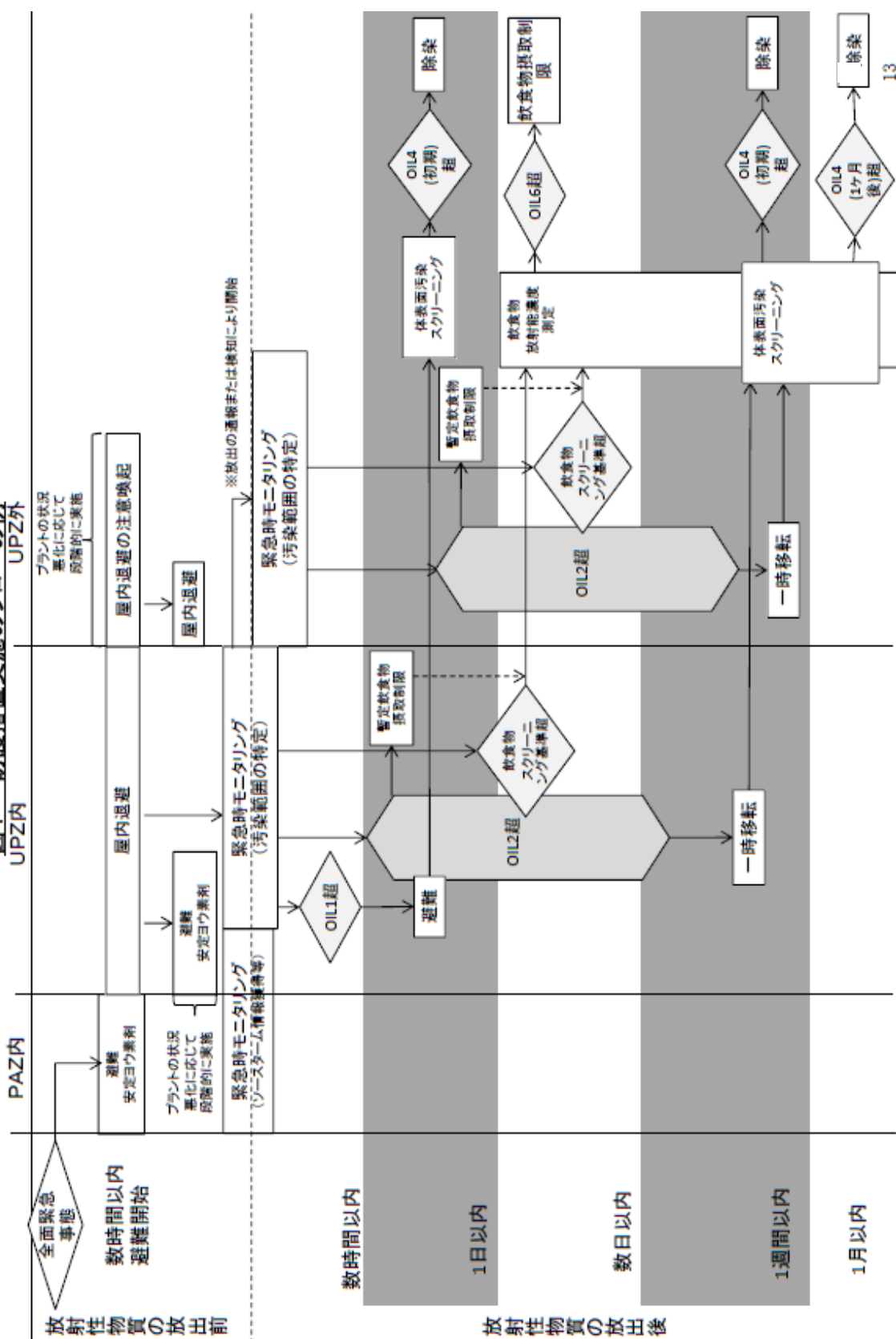
	基準の種 類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40, 000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
			β 線:13, 000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2, 000 ^{※8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
			ウラン	20	100	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示される区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

図1 防護措置実施のフローの例



第8節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市および県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、鯖江市地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編）第1章第2節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

(1) 鯖江市

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 市	防災危機管理課	(1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 災害対策本部等に関する事務 (13) 緊急時における国、県等との連絡調整 (14) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (15) 住民に対する広報 (16) 退避および避難に関する計画に関すること (17) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (18) 緊急時医療措置に関すること (19) 飲食物等の摂取制限等 (20) 緊急輸送および必要物資の調達 (21) 飲料水・飲食物および生活必需品の供給 (22) 防災業務関係者の被ばく管理 (23) 災害救助法の要請 (24) 義援金、義援物資等の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) 文教対策 (27) 汚染の除去等

		(28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 県の行う原子力災害対策に対する協力 (35) 学校等の退避(避難)施設としての協力 (36) その他必要と認める事項
2 鯖江・丹生消防組合 消防本部	警防課	(1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 住民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 緊急消防援助隊の受入れに関すること (5) 県市町村消防相互応援協定に基づく業務

(2) 福井県

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 県	危機管理課	(1) 県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及および啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請

		(17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送および必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力災害対策に関する指示、指導、助言および協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等
	教育庁	(1) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避および避難に関する体制の確立と実施 (3) 学校等の退避(避難)施設としての協力
2 鯖江警察署	警備課	(1) 周辺地域に関する情報収集 (2) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (3) 交通の規制および緊急輸送の支援 (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

(3) 指定地方行政機関

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 中部管区警察局	広域調整 第二課	(1) 管区内県警察の指導、調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関すること (4) 情報の収集および連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
2 北陸総合通信局	総務課	(1) 電波の統制管理および有線電気通信の監理 (2) 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	(1) 地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 (2) 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3) 原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 (4) 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集および情報提供
4 近畿厚生局	総務課	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
5 福井労働局 (武生労働基準監督署)	第二課	(1) 原子力原子力事業所の労働者の被ばく管理および労働災害防止に関する監督指導 (2) 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
6 北陸農政局 (福井県拠点)	地方参事官室 総括担当	(1) 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導に関する県および本省との連絡調整 (2) 原子力災害時における主米穀および応急用食料等の確保と引渡に関する県および本省との連絡調整
7 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	企画調整課	(1) 国有林における汚染対策
8 近畿経済産業局	総務課	(1) 原子力災害の情報収集および対応に関する協力 (2) 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 (3) 防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円滑な供給の確保 (4) 中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌に関する対応
9 中部経済産業局 (電力・ガス事業北陸支局)	総務課	(1) 原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 (2) 電気の応急・復旧
10 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	道路管理課	(1) 一般国道（指定区間）の管理

11 中部運輸局 (福井運輸支局)	総務企画担当	(1)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (2)原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3)原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 (4)原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (5)原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
12 大阪航空局 (小松空港事務所)	管 理 課	(1)原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
13 東京管区气象台 (福井地方气象台)	防 災 担 当	(1)気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2)気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4)地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施

(4) 自衛隊

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 陸上自衛隊	中 部 方 面 総 監 部 防 衛 部 防 衛 課 運 用 室 第 1 4 普通科連隊 第 3 科	(1)モニタリング支援 (2)被害状況の把握 (3)避難の援助 (4)避難者等の搜索救助 (5)消防活動 (6)救護 (7)人員および物資の緊急輸送 (8)スクリーニングおよび除去 (9)その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
2 海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監 部 防 衛 部	
3 航空自衛隊	第 6 航空団 防 衛 部	

(5) 指定公共機関および指定地方公共機関

機関名	連絡の窓口	事務または業務
1 西日本電信電話(株)	福井支店	(1)原子力災害時における有線通信の確保
2 日本赤十字社 (県支部)	市 地 区	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施 (2)原子力災害時における義援金の受付
3 日本郵便(株)	北 陸 支 社	(1)原子力災害時における郵便業務の確保 (2)原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務 取扱いおよび救護対策 (3)原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
4 鯖江郵便局	鯖江郵便局 総務課	(1)原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
5 (株)NTTドコモ北 陸支社	福井支店	(1)原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
6 KDDI(株)	北陸総支社	(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧
7 ソフトバンクモバイル(株) ソフトバンクテレコム(株)	地域総務部 (北陸)	(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧
8 公共交通機関 ①西日本旅客鉄道(株) ②福井鉄道(株) ③(株)ハピラインふくい	①金沢支社 ②越前本社 ③本社	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
9 自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	(1)災害対策用物資の輸送
10 中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・ サービス センター	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
11 西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速 道路事務所	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
12 報道機関 ・日本放送協会 (福井放送局) ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株)		(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報および各種指示等の伝達

13 電力関係機関 ・日本原子力発電(株) ・(独)日本原子力研究開発機構 ・関西電力(株)	敦賀発電所 敦賀本部 原子力事業本部	(1)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報および報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
・北陸電力(株)	丹南支社	(1)緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2)その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
14 研究機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2)緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3)原子力防災に関する研修 (4)原子力防災訓練への参画
15 (公財)福井原子力センター		(1)原子力防災に関する知識の普及 (2)県・市町が実施する災害応急対策への協力
16 ガス関係機関 ・(一社)福井県エルピーガス協会		(1)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2)原子力災害時におけるガス供給の確保

(6) 公共的団体および防災上必要な施設

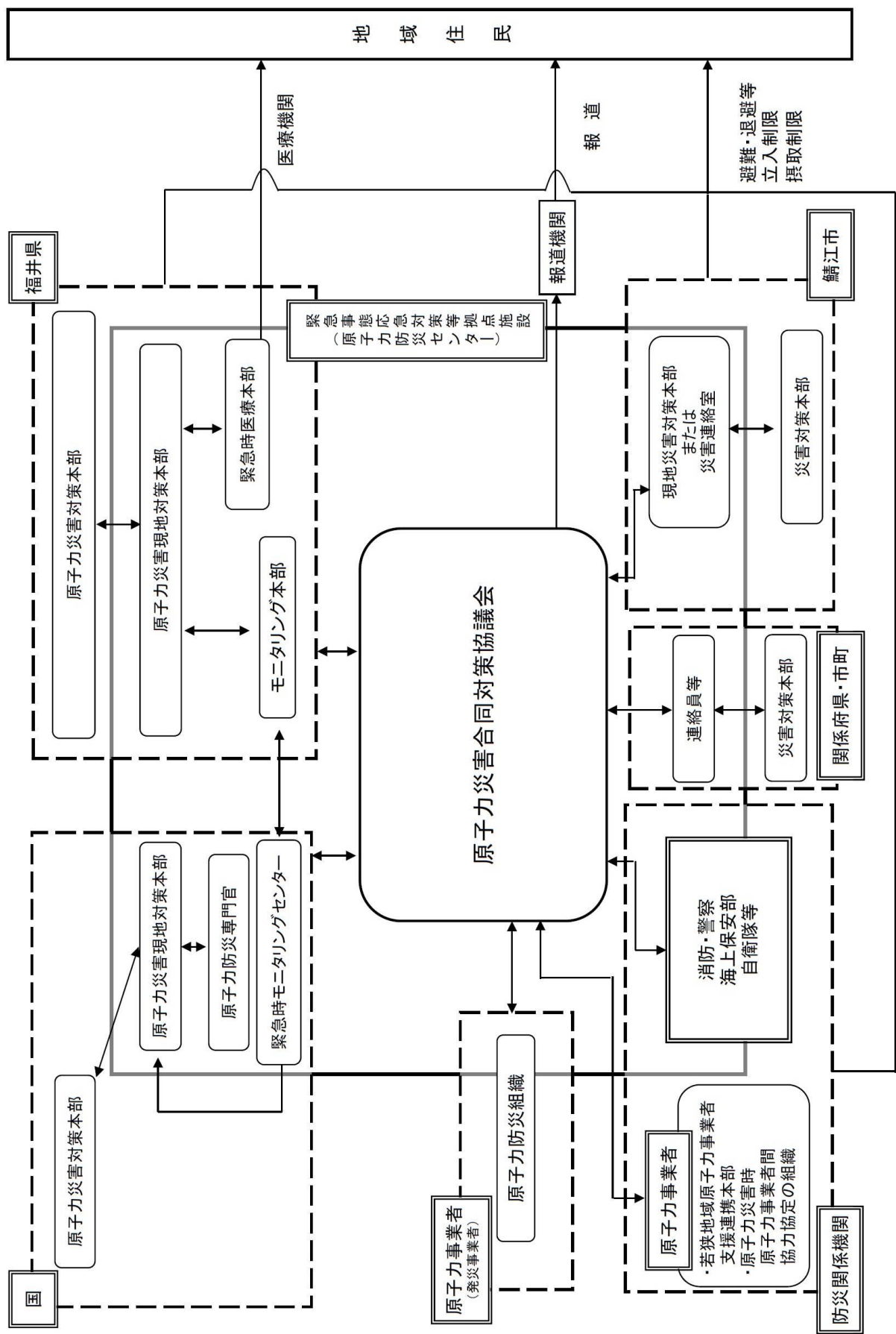
機関名	事務または業務
1 (社)市医師会	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
2 福井県農業協同組合	(1)農産物の摂取制限等応急対策の指導 (2)組合員に対する融資またはその斡旋 (3)食糧供給支援
3 南越森林組合	(1)林産物の摂取制限等応急対策の指導 (2)組合員に対する融資またはその斡旋
4 鯖江商工会議所	(1)商工業者に対する融資またはその斡旋 (2)救助用物資および復旧資材の確保、協力ならびにあっせん
5 鯖江観光協会	(1)観光客への広報協力 (2)旅館および観光業者への周知協力
6 鯖江消防団	(1)住民の避難誘導 (2)避難地区の巡回
7 鯖江市防犯隊	(1)住民の避難誘導および救助 (2)警戒地区の警戒協力
8 病院等医療施設	(1)避難訓練の実施 (2)原子力災害時における負傷者の医療、助産救助等への協力
9 鯖江市社会福祉協議会	(1)要配慮者の収容 (2)ボランティアの受入れ配備 (3)義援金の受付
10 社会福祉施設	(1)避難訓練の実施 (2)原子力災害時における入所者の保護
11 福井県薬剤師会 鯖江支部	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
12 こしの都ネットワーク株式会社	(1)原子力災害時における情報伝達に関すること
13 金融機関	(1)被災事業者等に対する資金の融資
14 公共的輸送機関 ・県トラック協会 鯖江支部	(1)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
15 学校法人	(1)原子力防災に関する知識の普及および指導 (2)原子力災害時における生徒・学生の退避・避難に関する体制の確立および実施
16 指定管理施設	(1)退避施設としての協力 (2)避難訓練の実施

第 9 節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、国、県から派遣される専門家、原災法第 30 条第 2 項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、上席放射線防災専門官、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。

その体制の概念は、別図 1 に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。

別図 1 防災対策図



第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の事前対策を中心に定めるものであり、災害対策活動を円滑に実施するため、機能的な活動体制の整備を図る。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議および防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任、放射線測定設備および原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合に受領するものとする。

第3節 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

- (1) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集および連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。
- (2) 市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- (3) 市は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な情報収集・連絡および住民に対する的確かつ分かりやすい迅速な情報伝達が重要なことから、これらに必要な体制および設備の整備を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 鯖江市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るため、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ① 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ② 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ③ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ④ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

第2 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、防災行政無線や衛星携帯電話など多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 災害に強い伝送路の構築

市は、国および県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワーク等の活用にも努めるものとする。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(4) 多様な媒体の活用

市は、防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の災害優先電話、また、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。

(5) 情報収集・伝達システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、衛星電話、携帯電話等を整備するとともに、ヘリコプター伝送システムの活用を図るものとする。

(6) 原子力防災センターにおける通信連絡設備の整備

市は、国および県と連携し、市と原子力防災センターとの間の通信体制を充実・強化するため、公衆回線、専用回線および衛星回線を整備するものとする。

また、市、国、県および原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システムを整備するものとする。

(7) 原子力事業者の通報設備の整備

原子力事業者は、火災等の発生における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、原子力発電所から消防機関への通報設備の整備に努めるものとする。

(8) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、同報系の防災行政無線、広報車、CATV、有線放送、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、防災ラジオ等の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）については、動

揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

第3 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保および専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国および県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県および原子力事業者と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質および放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 市域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道およびヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）
- エ 避難所および屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料およびあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 市域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 拠点となる被ばく医療機関に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルートおよび手段等）
- キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料および機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質および放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料
- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、および環境試料採取の候補地点図
- ウ 線量推定計算に関する資料

- エ 平常時環境放射線モニタリング資料
- オ 市域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- カ 農林水産物の生産および出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織および連絡体制に関する資料

- ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

- ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ 避難所運営体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

(4) 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国、県、原子力事業者と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集、整備等を図るものとする。

第6節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事態（第1段階）または施設敷地緊急事態（第2段階）発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 県原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国および県と協力して、県原子力防災センターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を県原子力防災センターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、県原子力防災センターへの派遣手段等を定めておくものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

市は、施設敷地緊急事態（第2段階）発生の通報を受けた場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 福井県敦賀原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺都道府県とともに原子力災害合同対策協議会に参画するものとする。

なお、この協議会は県敦賀原子力防災センターに設置することとされている。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県および市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者および原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、県敦賀原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺府県、市町、関係機関および原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県および関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保

安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第6 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村および県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

第7 自衛隊との連携体制

市は、県知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、災害時応援協定等の締結状況は下記のとおりである。

※ 災害時相互応援協定都市

- ① 岐阜県大垣市 平成 7年 7月26日
- ② 滋賀県長浜市 平成 7年 9月 1日
- ③ 石川県加賀市 平成24年 5月28日
- ④ 愛知県知立市 平成25年 1月31日
- ⑤ 静岡県袋井市 平成25年 3月 4日
- ⑥ 新潟県村上市 平成29年10月13日

第9 対策拠点施設

市は、国および県とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第10 モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリング等を実施する。

また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

第11 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事態または施設敷地緊急事態発生の特報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所および放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

第13 複合災害に備えた体制の整備

市は、国および県と連携し、複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第14 人材および防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県および原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

市は、国、県および防災関係機関の協力のもと、屋内退避および避難誘導のための計画を

作成するものとする。

市における避難については、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、県が定める坂井市、勝山市、石川県加賀市とする。なお、県が定めた広域避難先との調整は県が中心となって市の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

[原子力災害時における広域避難先]

	県内避難先	県外避難先
市	坂井市、勝山市	石川県 加賀市

※ 避難所等（避難先施設等）に関しては、県が示した広域避難要綱で定める。

※ 但し、市域の一部が避難対象地域になる場合には、市域での避難を行う。

（広域避難マニュアルにおいて内容を定める）

第2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、県の助言のもと、小中学校や地区公民館、社会体育施設等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、県の助言のもと、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国および県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難場所等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保に努めるものとする。

また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、避難所またはその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- (1) 市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者等および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性を留意し、次の事項に取り組むものとする。

- ① 要配慮者等および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者等に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- ② 要配慮者等および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

- (2) 市は、県の協力のもと、要配慮者等および一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整

備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。なお、市は、県の助言のもとこれらの検討を踏まえ要配慮者等避難支援計画等の整備に努めるものとする。

- (3) 病院等医療機関の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間で、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

第5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県および市と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第6 住民の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

第7 鯖江市以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県の支援の下、市以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域（災害対策基本法第63条）を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第9 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県および原子力事業者の協力のもと、警戒事態または施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

また、住民に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第9節 救助・救急、医療、消火および防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県および鯖江・丹生消防組合消防本部と協力し、救急・救助活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、県の助言を受け、救急救助用資機材、救助工作車、広報車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

市は、県および原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

(1) 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院の整備

県は、原子力災害医療機関として、別表のとおり「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、「原子力災害拠点病院」を指定するものとする。

① 原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち1項目以上を実施できるものとする。

- ア 被ばく傷病者等の初期診療および救急診療
- イ 被災者の放射性物質による汚染の測定
- ウ 原子力災害医療派遣チームの保有および派遣体制の整備
- エ 救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣
- オ スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣
- カ 地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
- キ その他原子力災害発生時に必要な支援

② 原子力災害拠点病院においては、次の機能を有するよう整備するものとする。

- ア 被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施
- イ 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受け入れ
- ウ 現場派遣チームの整備

別表

[原子力災害医療機関(市に係る医療機関)]

区分	医療機関名	所在地
原子力災害 医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-1
	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
	若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 19-5
原子力災害 拠点病院	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1
	福井大学医学部附属病院	永平寺町下合月 23-3
	福井赤十字病院	福井市月見 2丁目 2-4-1

第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

(1) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内およびUPZ内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびに緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

(2) 配布体制の整備

- ① 県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するた

め、市内の全住民に対しての安定ヨウ素剤を確保する。安定ヨウ素剤の備蓄場所および配布場所については、避難経路の公共施設、学校（小・中・高・専門・大学等）、幼稚園、保育園、病院、福祉施設、保健所・保健センター等またはその近隣の場所を指定する。県が備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに更新を行う。

- ② 市は、県と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- ③ 市は、県と連携し、安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- ④ 市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国および県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県および原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県および原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点を踏まえ備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第10節 住民への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国および県と連携し、情報収集事態（所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）及び警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報について、災害対応の各段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。
また、周辺住民に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- (2) 市は、国および県と連携し、地震や洪水・土砂災害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、市防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 市は、国、県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について

あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

- (4) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国および県と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。
- (6) 市は、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

第11節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

第1 基本方針

原子力災害は、通常五感に感じられないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第2 災害応急体制の整備

(1) 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 要配慮者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。
- ② 要配慮者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- ③ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。
なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。
- ④ 必要に応じて、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。

(2) 病院等医療機関の災害応急体制

病院等医療機関の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 社会福祉施設の災害応急体制

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県および市と連携し、原子

力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県および市は、社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うとともに、社会福祉施設に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

第3 防災知識の普及

(1) 支援体制の整備

市および県は、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

(3) 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、幼稚園、学校等の管理者は、市および県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。

第4 防災訓練における配慮事項

市および県は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第12節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第13節 原子力防災等に関する住民に対する知識の普及と啓発および国際的な情報発信

第1 基本方針

住民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要である。このため県をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

第2 住民に対する防災知識の普及

(1) 広報活動

市は、国、県および原子力事業者と協力して、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ① 放射性物質および放射線の特性
- ② 原子力施設の概要
- ③ 避難所等に関すること。
- ④ 原子力災害と原子力防災対策
 - ア 過去の原子力災害の事例
 - イ 原子力災害に関する特性
 - ウ 原子力災害対策特別措置法の概要
 - エ 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容
- ⑤ 原子力災害時における留意事項
 - ア 緊急時にとるべき行動
 - イ 避難所等での行動
 - ウ 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点
- ⑥ その他必要な事項

(2) 広報の方法

防災知識の普及に当たっては、広報誌、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

(3) 防災訓練の活用

原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

(4) 防災教育の充実

市は、県、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第11節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

(7) 避難状況の把握

市は、避難状況の確実な把握のため、住民が市の指定した避難場所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民へ周知するものとする。

(8) 災害に関する資料の公開

市は、国および県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(9) 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国および県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第14節 防災業務関係者の人材育成**第1 基本方針**

原子力災害時には、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災活動を円滑に行うことが重要であることから、市は国および県と連携し、防災業務関係者の原子力防災知識を深めるために普段から原子力防災に関する教育・研修を行う。

第2 鯖江市における研修**(1) 鯖江市職員に対する研修**

- ① 国および県等が行う講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、防災関係資機材および装備の使用方法等の熟知を図る。
- ② 市独自においても、原子力防災に関する研修を実施し知識の習得を図る。

(2) 防災業務関係者に対する研修

- ① 国、県など防災関係機関と連携し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対する研修を実施し、研修結果は訓練を通して具体的に検証する。
- ② 研修内容は以下に掲げる事項である。
 - ア 原子力防災体制および組織に関すること
 - イ 原子力発電所等の施設に関すること
 - ウ 原子力災害とその特性に関すること
 - エ 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
 - オ 緊急時モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること
 - カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること

- キ 緊急時に市、県および国等が講じる対策の内容
 - ク 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関すること
 - ケ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
 - コ その他緊急時対応に関すること
- ③ 研修においては、原子力防災センターを積極的に活用し、原子力事業者は、講師等の派遣など積極的に協力するものとする。

第15節 防災訓練等の実施

第1 基本方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 訓練計画の策定および協力

市は、国、原子力防災専門官、県、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、原子力事業者およびその他防災関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行う。

- (1) 緊急時通信訓練
- (2) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (3) 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- (4) 自衛隊災害派遣運用訓練
- (5) 緊急時モニタリング訓練
- (6) 気象予測および大気中拡散予測の活用訓練
- (7) 緊急被ばく医療訓練
- (8) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (9) 周辺住民避難訓練
- (10) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- (11) 避難所等運営訓練
- (12) 広報訓練
- (13) 交通対策等措置訓練

第3 国等の訓練への参画

市は、原子力防災会議および原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、市は、住民避難および住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第4 訓練の実施

市は、国、原子力防災官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者およびその他防災機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独または共同して実施するものとする。

(1) 要素別訓練等の実施

市は、県が定める防災訓練計画に基づき、定期的実施する防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練を定期的実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議および原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第5 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法および事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、市および防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた鯖江・丹生消防組合消防本部は、直ちにその旨を県危機対策・防災課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた鯖江警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制、周辺住民への情報伝達等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 県および事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、または独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第17節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国および県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 緊急時の通報連絡

第1 基本方針

原子力災害において、防災関係機関が応急対策活動を実施するために、迅速かつ的確な通報連絡が重要であることから、原子力災害の事象に応じた各機関の通報連絡体制およびその内容について定める。

第2 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者が行う通報連絡

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、警戒事態（第1段階）に該当する事象の発生を確認したときは、直ちに市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署をはじめ国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官、県、関係市町および各関係機関に、次に掲げる事項を通報する。

なお、関係市町、関係警察署および関係消防本部については、別表1によるものとする。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所
- ③ 事故の原因
- ④ 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性
- ⑤ 気象状況（風向・風速）
- ⑥ その他必要と認める事項

(2) 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から市をはじめ、関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、P A Z 関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z 外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。

(3) 県が行う通報連絡

本節第2(1)の通報を受けた県は、直ちに国、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。

また、本節第2(2)の連絡を受けた県は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。

(4) 鯖江市および鯖江・丹生消防組合消防本部が行う通報連絡

本節第2(1)の通報を受けた市および鯖江・丹生消防組合消防本部は、その旨を直ちに県に

連絡するものとする。

(5) 鯖江警察署が行う通報連絡

本節第2(1)の通報を受けた鯖江警察署は、県警察本部を通じてその旨を直ちに県に連絡するものとする。

(6) 緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、別図1のとおりとする。

第3 災害状況の報告および連絡

(1) 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、本節第2(1)による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第2(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。

これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

(2) 福井県が行う連絡

① 本節第3(1)の連絡を受けた県は、直ちに国、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じてその他防災関係機関に連絡するものとする。

② 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。

③ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、下記(3)の防災関係機関の災害状況等を取りまとめ、遅滞なく上記①アに定める防災関係機関に連絡するものとする。

(3) 鯖江市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署、その他防災関係機関が行う連絡

市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署、その他防災関係機関は、次に掲げる災害情報を遅滞なく県に連絡するとともに、相互に連絡をとるものとする。

- ① 災害発生に関する情報
- ② 災害の状況
- ③ 住民の状況
- ④ 応急対策の活動状況
- ⑤ 県に対する要請事項
- ⑥ その他応急対策の実施に際し必要な事項

この場合において、災害情報の連絡は、住民の生命、身体および財産に関する事項を優先するものとする。

(4) 災害情報等の報告等

市は、上記(3)の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に対して報告する。

また、報告の種類、報告の方法等については、県地域防災計画（本編）第3章第5節「情

報および被害状況報告計画」によるものとする。

(5) 災害状況の報告および連絡系統

災害状況の報告および連絡系統は別図2のとおりとする。

第4 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合

① 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに市、鯖江・丹生消防組合消防本部をはじめ、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会）、原子力防災専門官、県、関係市町および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として、国（原子力規制委員会）、県および所在市町に限るものとする。

② 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房）、所在市町、県警察本部および公衆に連絡する。また、P A Z 関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z 関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z 外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

③ 福井県が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡する。

④ 鯖江市が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた市は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県に通報・確認するものとするとともに各関係機関および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

⑤ 原子力防災専門官が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認するとともに、原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町および関係府県に連絡する。

⑥ 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、別図3のとおりとする。

第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡

(1) 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、市、鯖江・丹生消防組合消防本部をはじめ、国（官邸（内閣官房）および原子力規制委員会）、原子力防災専門官、県、関係市町および各関係機関に本節第4(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要な事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとする。

なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。

(2) 福井県が行う連絡等

① 県は、国（原子力規制委員会）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

② 県および所在市町は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとする。

③ 県は、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

なお、県は、国の現地事故対策連絡会議設置後、上記ア～ウに掲げる応急対策活動の状況等について、現地事故対策連絡会議に報告するものとし、情報の共有を行うなど、連絡を密にするものとする。

(3) 鯖江市が行う連絡等

① 市は、国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および県から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項を、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

② 市は、県、関係市町および関係機関が各々行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にするものとする。

③ 市は、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署、関係機関および必要に応じ指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

④ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

第6 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

(1) 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。

(2) 福井県が行う対応

① 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受

けた県は、その事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡する。

- ② 県は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）に設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(3) 鯖江市が行う対応

- ① 国（原子力規制委員会）、県、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた市は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署、関係機関および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ② 市は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに職員を派遣し、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(4) 原子力防災専門官が行う連絡・調整

原子力防災専門官は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県および関係市町をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整を行うものとされている。

第7 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

市は、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに協力する。

また、市が所有するモニタリング機材を使用して計画に基づき測定を行うとともに、緊急時モニタリングセンターからの、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第8 通信手段の確保

- (1) 本節第2(1)の通報があったとき、市、鯖江・丹生消防組合消防本部をはじめ、国、県、関係市町、その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 本節第2(1)の通報を受けた県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を要請するものとする。
要請を受けた電気通信事業者は、県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。
- (3) 本節第2(1)の通報を受けた市は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、市関係の防災機関の重要通信の確保を要請するものとする。
- (4) 国（原子力規制委員会）は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係市町に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

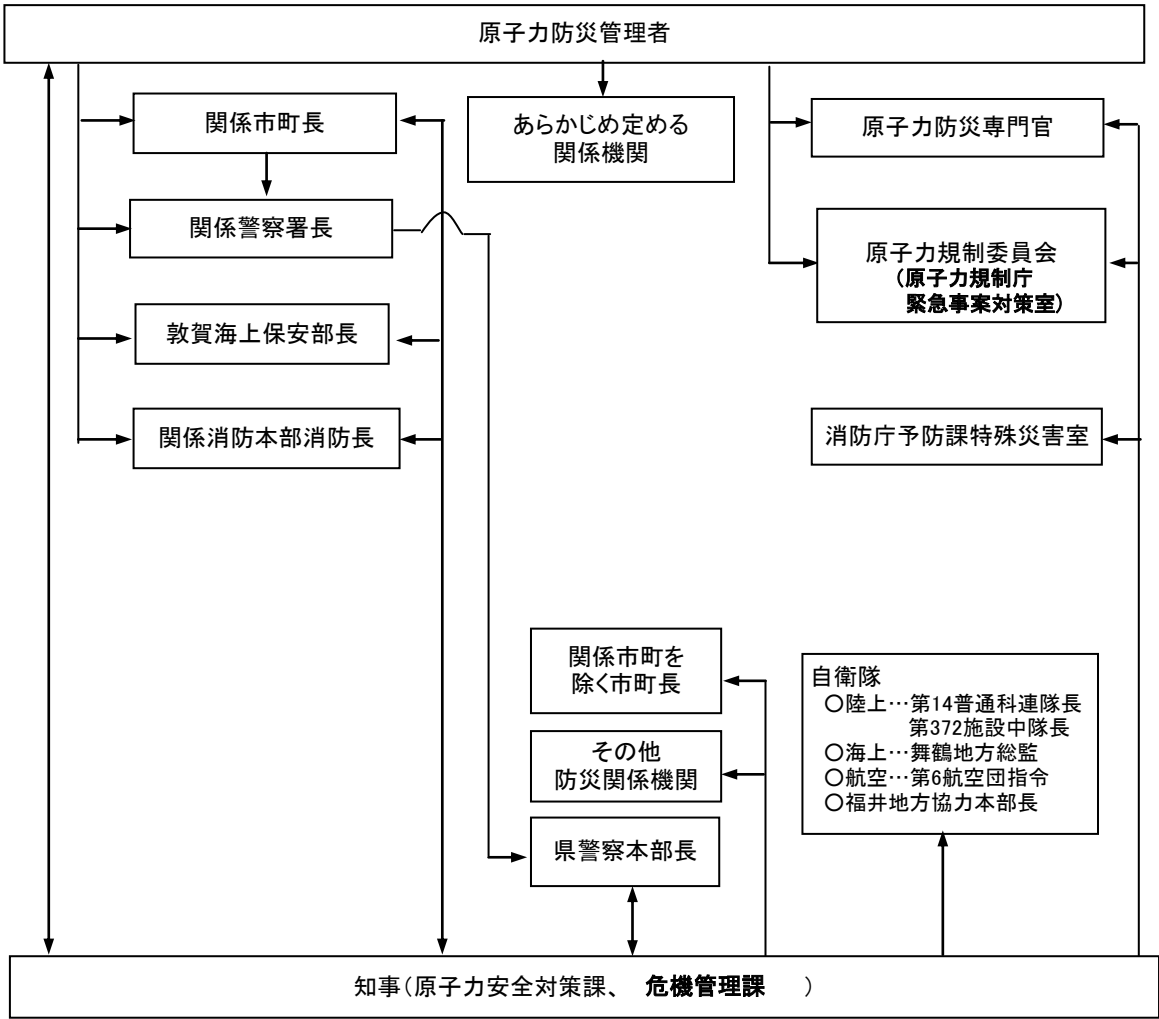
別表1 (本節第2(1)関係)

[原子力事業所に係る関係市町等一覧]

原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防本部
日本原子力発電㈱ 敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力 研究開発機構新型転換炉原型 炉ふげん	敦賀市、美浜町、 南越前町、越前市、 越前町、若狭町、 小浜市、池田町、 鯖江市、福井市	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署 福井南警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局
国立研究開発法人日本原子力 研究開発機構高速増殖原型炉 もんじゅ	敦賀市、美浜町、 南越前町、越前市、 越前町、若狭町、 小浜市、池田町、 鯖江市、福井市	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署 福井南警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局
関西電力㈱美浜発電所	美浜町、敦賀市、 若狭町、南越前町、 小浜市、越前市、 越前町	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部
関西電力㈱大飯発電所	おおい町、高浜町、 小浜市、若狭町、 美浜町	小浜警察署 敦賀警察署	若狭消防組合消防本部 敦賀美方消防組合消防本部
関西電力㈱高浜発電所	高浜町、おおい町、 小浜市、若狭町	小浜警察署 敦賀警察署	若狭消防組合消防本部 敦賀美方消防組合消防本部

別図1 (本節第2(7)関係)

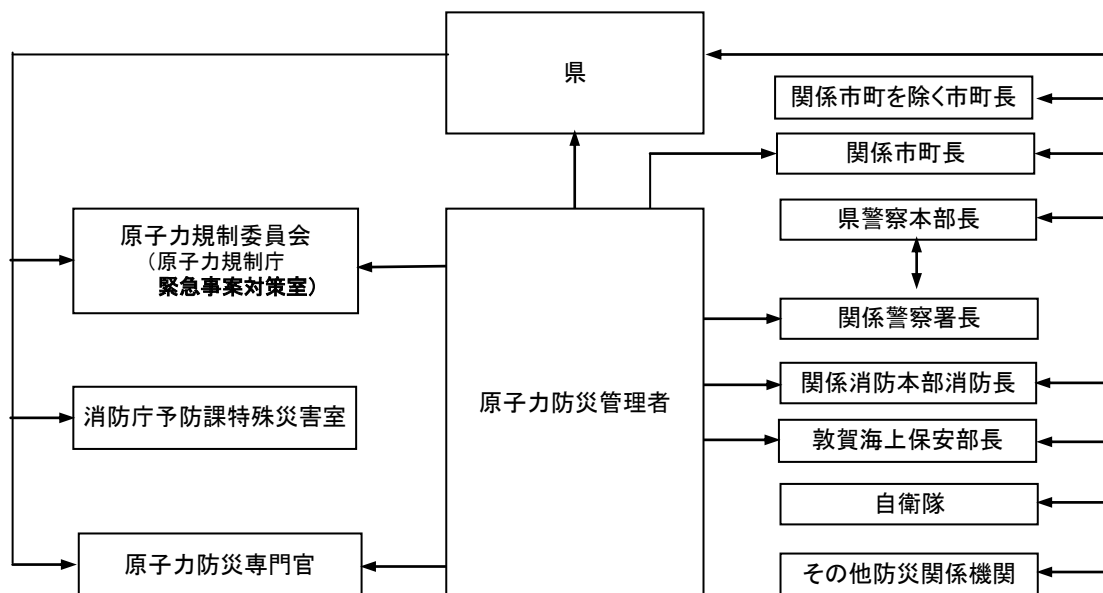
[緊急時の「通報連絡系統」]



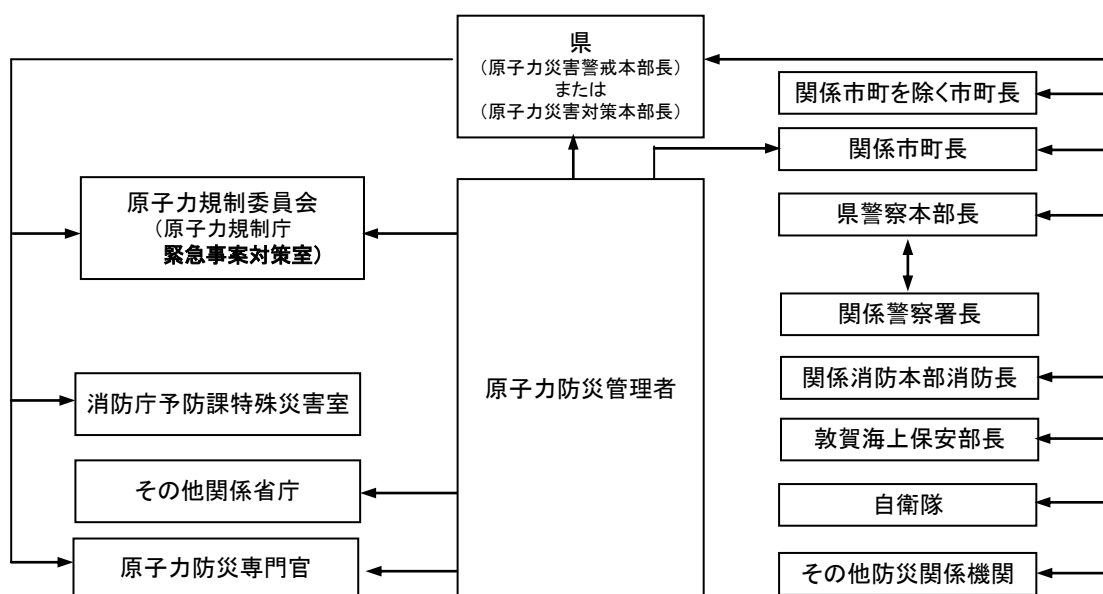
別図2 (本節第3(5)関係)

[災害状況の報告および連絡系統図]

(1) 県の原子力災害警戒本部設置前

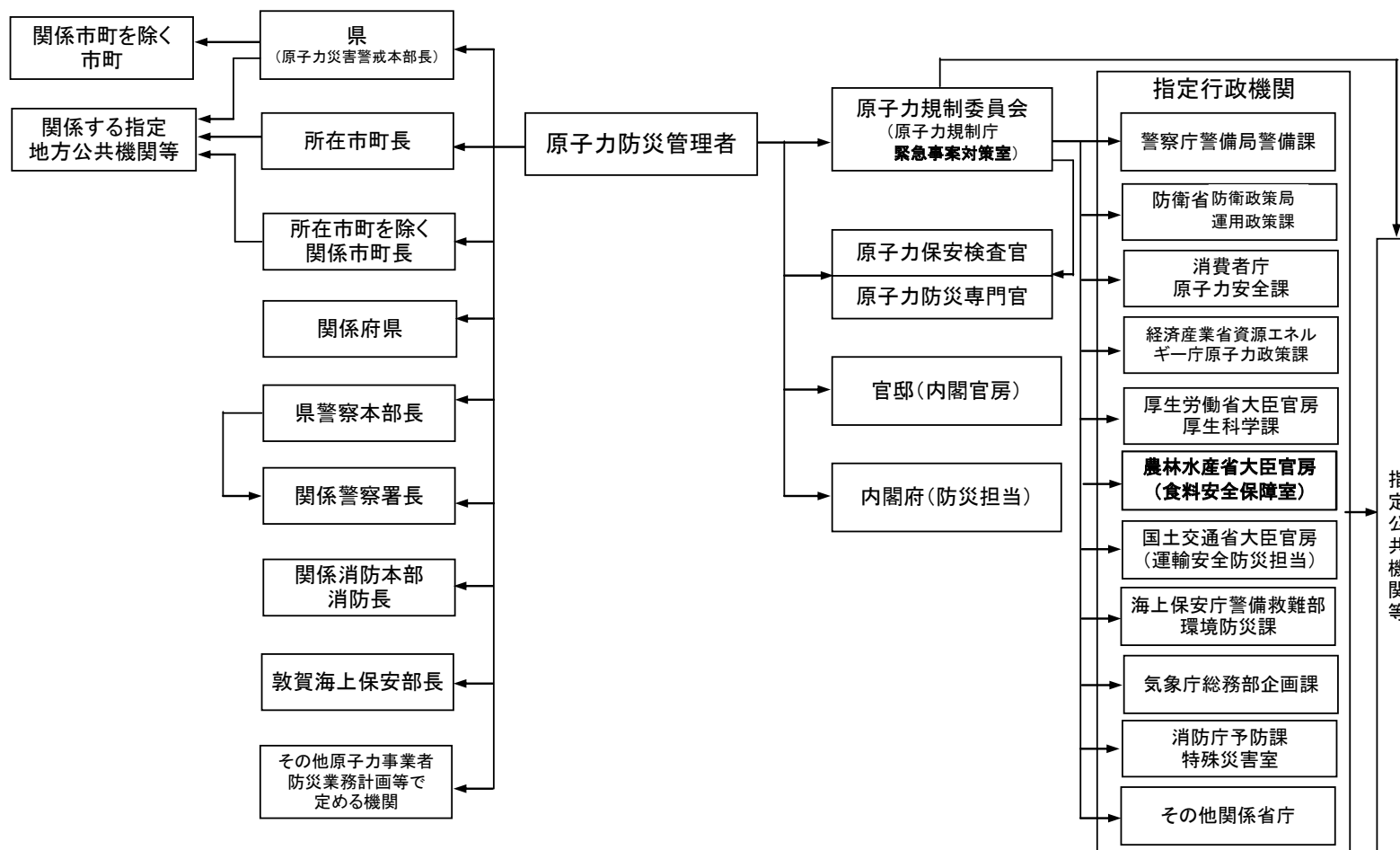


(2) 県の原子力災害警戒本部設置後



別図3 (本節第4(1)⑤関係)

[施設敷地緊急事態(特定事象)発生時の通報連絡系統]



(注) 原子力事業者により、通報連絡系統が異なることがある。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

原子力災害に際し、市をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を実施するために迅速かつ的確に対応することが重要であることから、国、県および原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図り、原子力災害の事象に応じた組織の配備・運営等について体制を確立する。

第2 鯖江市の組織動員体制

(1) 職員の動員配備基準は、別表1「動員配備基準」によるものとする。

(2) 配備体制の決定

原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報があり、動員配備基準の配備レベルに該当するときは、市長は配備体制を決定するものとする。

(3) 職員への伝達等

① 勤務時間中における伝達および系統

ア 市長が配備体制の決定を行ったときは、危機管理監は、副市長、教育長、鯖江・丹生消防組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）に伝達するものとする。また、危機管理監は、総務部長、政策経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務部長、議会事務局長、職員課長、秘書広聴課長に伝達するものとする。また、防災危機管理課は庁内放送および緊急情報一斉配信メール等で職員の配備を伝達するものとする。

イ 上記アにより伝達を受けた各部長は、口頭または電話で各部連絡調整課へ伝達するものとする。

ウ 上記イにより伝達を受けた各部連絡調整課は、口頭または電話で部内各課に伝達するものとする。

エ 上記ウにより伝達を受けた部内各課は、所属職員ならびに関係出先機関に伝達するものとする。

② 勤務時間外または休日等における伝達等

ア 伝達方法

(ア) 勤務時間外または休日等に原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報を受けた危機管理監は、電話で市長、副市長、教育長、消防長に連絡するものとする。また、防災危機管理課長は、総務部長、政策経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務部長、議会事務局長、職員課長、秘書広聴課長に連絡するものとする。また、防災危機管理課は緊急情報一斉配信メール等で職員に連絡するものとする。

(イ) 市長が配備体制を決定したとき、危機管理監は電話で副市長、教育長、消防長に伝達するものとする。また、防災危機管理課長は、総務部長、政策経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務部長、議会事務局長、職員課長、秘書広聴課長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により防災危機管理課職員に参集することを伝達するものとする。

(ウ) 各部長は、各部連絡調整課長およびあらかじめ指定した職員に参集命令を行うものとする。

(エ) 上記(ウ)により伝達を受けた各部連絡調整課長は、部内課長に伝達するものとする。

(オ) 上記(エ)により伝達を受けた部内各課長は、所属職員ならびに関係出先機関にあらかじめ定める緊急連絡網により伝達するものとする。

イ 上記ア以外の参集

(ア) 警戒配備体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集するものとする。

(イ) 全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集するものとする。

ウ 参集場所

原則として、各職員の所属とする。

エ 参集状況の報告

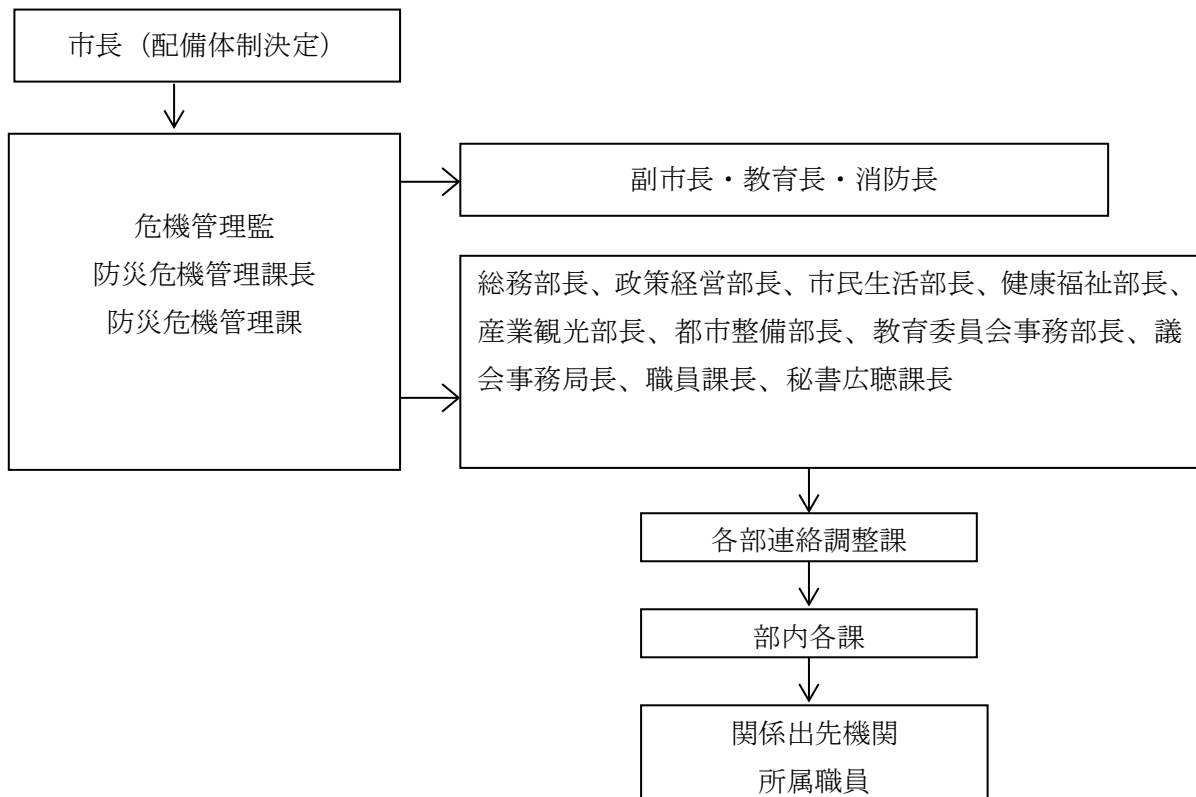
緊急時の参集において、各部連絡責任者（各課長等）は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、防災危機管理課に報告するものとする。

③ 伝達系統

上記①および②アに定める伝達系統の概略図は別図1のとおりである。

別図1

[伝達系統の概略図]



別表1 (同節第2(1)関係) 動員配備基準

緊急事態区分	配備基準		震災配備体制	原子力配備体制	動員体制
警戒事態 (第1段階)	(1) 所在市町で震度6弱以上の地震が発生したとき	市内における震度が3以下のとき	-	原子力災害警戒班の設置 (本部員会議を原子力災害警戒班とする。)	・防災危機管理課
		市内で震度4の地震が観測されたとき	本部員会議の設置 (各部長、班長、災害対策班、道路河川班は参集)	本部員会議を原子力災害警戒班と位置づけて設置	・防災危機管理課 ・班長
		市内で震度5弱以上の地震が観測されたとき	災害対策本部の設置 (本庁職員は全員参集、それ以外の職員は勤務施設)	災害対策本部を原子力災害警戒本部とする。	・職員全員
	(2) 県に大津波警報が発生したとき (3) 国(原子力規制庁)が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき		-	原子力災害警戒本部の設置 (災害対策本部を原子力災害警戒本部とする。)	<全員参集する所属> ・防災危機管理課 ・職員課 <あらかじめ指定した職員> ・秘書広聴課長 ・商工観光課長 ・社会福祉課長 ・長寿福祉課長 ・健康づくり課長 ・土木課長 ・教育政策課長
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (2) その他、市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき		-	原子力災害対策本部の設置 (災害対策本部を原子力災害対策本部とする。)	・職員全員
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき		-		

第3 鯖江市原子力災害警戒本部の設置

(1) 原子力災害警戒本部の設置および廃止基準

市長は、次の場合に原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。

なお、地震、土砂災害を原因事象とする市災害対策本部が設置された場合においては、同本部を、「警戒本部」と位置づけ設置する。

① 警戒本部の設置基準

ア 原子力防災管理者または県から警戒事態発生の通報を受け、市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき。

イ その他市長が認めたとき。

② 警戒本部の廃止基準

ア 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または警戒本部の必要がなくなったとき。

イ 市原子力災害対策本部が設置されたとき。

(2) 設置場所

警戒本部は市防災会議室に設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

① 警戒本部の本部長は市長をもって充て、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

なお、市長が不在の場合には、副市長がその職務を代理するものとする。

② 警戒本部員は、教育長、総務部長、政策経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務部長、議会事務局長、消防長をもって充てるものとする。

また、警戒本部には、警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、秘書広聴課長をもって充てるものとする。

本部員会議には本部員付を置き、職員課長を充てる。

③ 警戒本部に別表2の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は市原子力災害警戒本部運営要領で定めるものとする。

別表2 (同節第3(3)③関係)

[原子力災害警戒本部に設置する部]

部名	部長名	部名	部長名
総務部	総務部長	都市整備部	都市整備部長
政策経営部	政策経営部長	教 育 部	教育事務部長
市民生活部	市民生活部長	支 援 部	議会事務局長
健康福祉部	健康福祉部長	消 防 部	鯖江・丹生消防組合 消防本部消防長
産業観光部	産業観光部長		

④ 警戒本部に本部長、本部員および報道主管者で構成する原子力災害警戒本部会議を置くものとする。

⑤ 市長（警戒本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ警戒本部員を招集するものとする。

警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況

イ 市の初期活動の実施に関する基本的事項および重要事項

ウ 関係各課および現地警戒連絡室の調整に関する事項

エ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項

オ 国、県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項

カ 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項

キ その他重要な所期活動に関する事項

警戒本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、県、原子力事業所等との情報の共有を図る。

⑥ 警戒本部に、危機管理監を長とし、財務管理課長を次長とする事務局を置き防災危機管理課、職員課、秘書広聴課、社会福祉課、長寿福祉課および健康づくり課をもって構成するものとする。

なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。

⑦ 緊急時に動員する職員

緊急時の初期活動を円滑に実施するため。次の職員を指定する。

各部連絡責任者

各部連絡調整課長（職員課長、総合政策課長、社会福祉課長、商工観光課長、土木課長、教育政策課長）を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

また、各部毎に連絡員を2名指定し、防災危機管理課長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。

なお、連絡員は各部1名が事務局に詰めるものとする。

⑧ 警戒本部の組織図

警戒本部の組織図については、別図2のとおりとする。

(4) 警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

警戒本部を設置した場合、市は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ① 県
- ② 原子力防災専門官
- ③ 市防災会議構成団体

(5) 設置の公表

警戒本部を設置した場合、市は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、警戒本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示する。

(6) 現地警戒連絡室の設置

- ① 市長（警戒本部長）は、警戒本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに現地警戒連絡室を設置し、初期活動を実施する。
- ② 警戒連絡室長は、防災危機管理課長を充てる。

(7) 現地警戒本部の設営への協力等

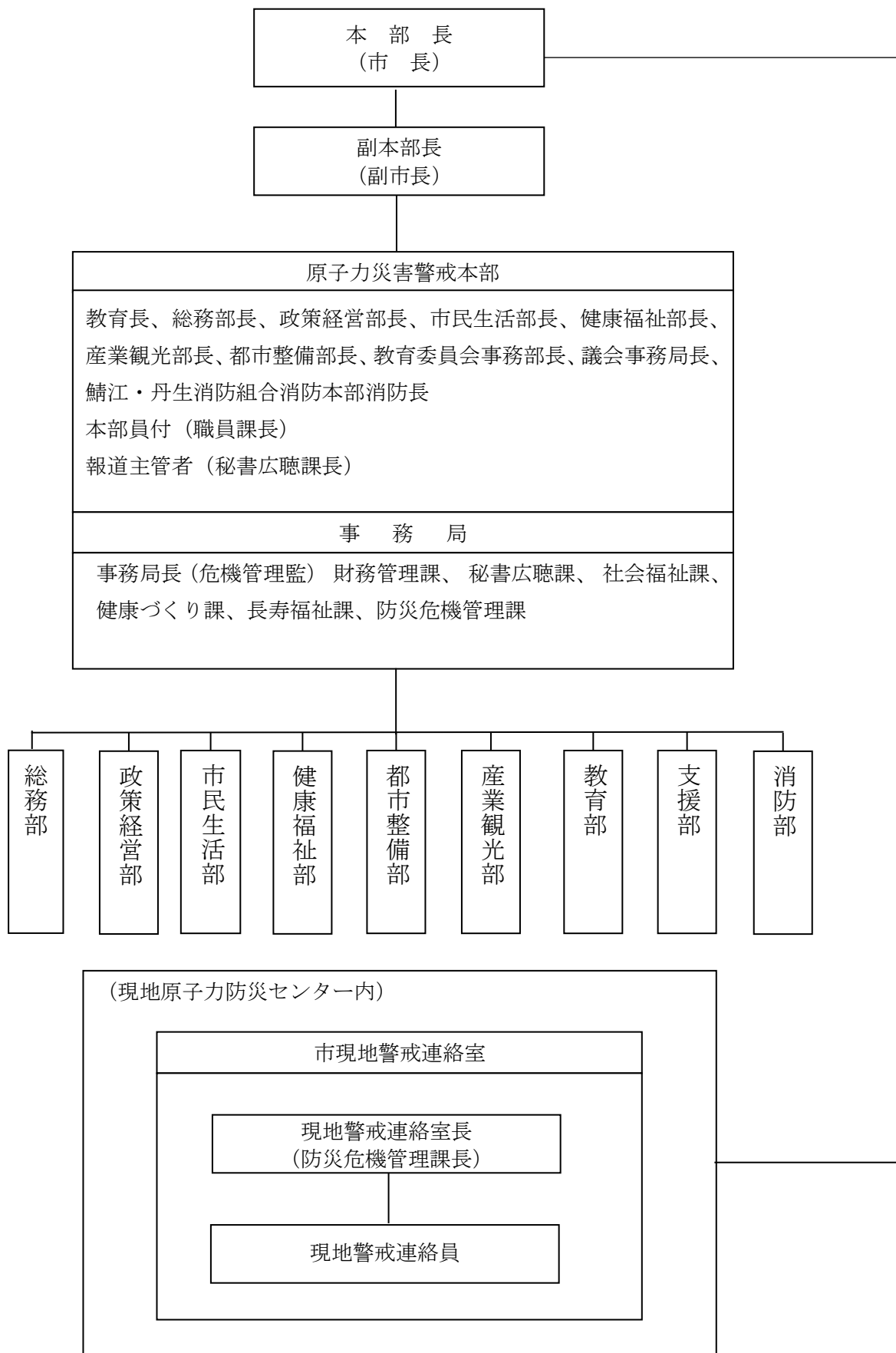
市は、県、原子力防災官と連携して、県原子力災害現地警戒本部設営に協力する。
また、防災関係機関に対して必要な資機材等の提供を要請する。

(8) 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、該当職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。

別図2（同節第3(3)⑧関係）

〔鯖江市原子力災害警戒本部概略図〕



第4 原子力災害対策本部の設置等

(1) 原子力災害対策本部の設置および廃止基準

市長は、次の場合に原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。

なお、地震を原因事象とする市災害対策本部が設置された場合においては、同本部を「原子力災害対策本部」と位置づけ設置するものとする。

① 災害対策本部の設置基準

ア 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

② 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所本庁舎内に設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

① 市長（災害対策本部長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

② 災害対策本部副本部長は副市長を充て災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

③ 災害対策本部員は、教育長、総務部長、政策経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務部長、議会事務局長、消防長をもって充てるものとする。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、秘書広聴課長をもって充てるものとする。

本部員会議には本部員付を置き、職員課長を充てる。

④ 災害対策本部に別表3の部を置き、部の長は部局長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各部に班を置き、その主な事務分掌は市原子力災害対策本部運営要綱で定めるものとする。

別表3 (同節第4(3)④関係)

[鯖江市原子力災害対策本部に設置する部]

部名	部長名	部名	部長名
総務部	総務部長	都市整備部	都市整備部長
政策経営部	政策経営部長	教 育 部	教育事務部長
市民生活部	市民生活部長	支 援 部	議会事務局長
健康福祉部	健康福祉部長	消 防 部	鯖江・丹生消防組合 消防本部消防長
産業観光部	産業観光部長		

⑤ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員、本部員付および報道主管者で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

⑥ 市長（本部長）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部員を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア 市の災害状況および災害応急対策実施状況

イ 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的および重要事項

ウ 災害対策本部内各部および原子力防災センター内現地災害対策本部の調整に関する事項

エ 防災関係機関との連携推進に関する事項

オ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項

カ その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、県、(6)に定める現地災害対策本部、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

⑦ 災害対策本部に危機管理監を事務局長とする事務局を置き、各部連絡調整課（秘書広聴課、社会福祉課、商工観光課、土木課、教育政策課）および健康づくり課、環境政策課、市民窓口課、防災危機管理課をもって構成するものとする。

なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局の構成員として加えることができる。

⑧ 緊急時に動員する職員

緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。

ア 各部連絡調整責任者（各部連絡調整課参事等）

部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

イ 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図については、別図3のとおりとする。

(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、市は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

- ① 原子力防災専門官
- ② 県
- ③ 市防災会議構成団体

(5) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市長（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を市長（災害対策本部長）の指定する場所に掲示するものとする。

(6) 現地災害対策本部の設置

- ① 市長（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置した場合、直ちに原子力防災センターに現地災害対策本部を設置するものとする。

- ② 現地災害対策本部長には副市長をもって充てるものとする。

ただし、現地災害対策本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、防災危機管理課の課長（課長がいない場合は参事）がその職務を代理するものとする。

現地災害対策本部には、広報を総括するために現地報道主管者を置き、秘書広聴課の参事（参事がいない場合は課長補佐等）を充てるものとする。

- ③ 市長（災害対策本部長）は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、市の災害対策本部が行う応急対策の状況等について現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。

(7) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市長（災害対策本部長）は、国が現地原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、現地災害対策本部長を派遣するものとする。

(8) 原子力防災専門官および国の専門家との連携

市長（災害対策本部長）は、原子力防災専門官および国の専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

(9) 県との協力体制

市長（災害対策本部長）は、県災害対策本部との協力体制を整えるものとする。

(10) 文書および記録

災害対策本部長、同本部の各部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達および国、県および防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報の発信、受信の確実を期する。

(11) 他の災害対策本部との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

(12) 専門家の派遣要請

市は、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第5 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、次に掲げる緊急事態応急対策を講ずることとしているが、市においては、本節第4に定める市の災害対策本部を継続するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言の発出、公示および解除

① 原子力緊急事態宣言の発出および公示

内閣総理大臣は、原災法第15条第1項の規定に基づく事態が発生したときは、直ちに原子力緊急事態が発生した旨を発出するとともに次に掲げる事項の公示を行う。

ア 緊急事態応急対策を実施すべき区域

イ 原子力緊急事態の概要

ウ アの区域内の居住者、滞在者その他の者および公私の団体に対し周知させるべき事項

② 原子力緊急事態宣言の解除

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力緊急事態解除宣言を行う。

(2) 国の原子力災害対策本部の設置および廃止

① 原子力災害対策本部の設置

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたとき、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

② 原子力災害対策本部の所掌事務

原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域内で各防災機関が実施する緊急事態応急対策の総合調整を行う。

③ 原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言を発出したときに廃止する。

(3) 国の原子力災害現地対策本部の設置

① 原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の一部を行う組織として原子力災害現地対策本部を設置する。

② 原子力災害現地対策本部の設置場所

原子力災害現地対策本部は、原子力防災センターに設置する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の設置および運営

① 原子力災害合同対策協議会の目的

原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部ならびに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県および市の災害対策本部は、情報交換しそれぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

② 原子力災害合同対策協議会の設置場所

原子力災害合同対策協議会は、現地原子力防災センターに設置する。

③ 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が公示され、現地原子力防災センターにおいて原子力災害対策合同協議会が組織されることになった場合は、市は災害対策本部長または災害対策本部副本部長、災害対策本部員およびその他の職員で市災害対策本部長から委任を受けた者を出席させ、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握など、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

④ 原子力災害合同対策協議会の構成

ア 国の原子力災害現地対策本部長および原子力災害現地対策本部員その他の職員

イ 県災害対策本部長または現地災害対策本部長および災害対策本部員その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者

ウ 市災害対策本部長または災害対策本部副本部長、災害対策本部員その他の職員で市災害対策本部長から委任を受けた者

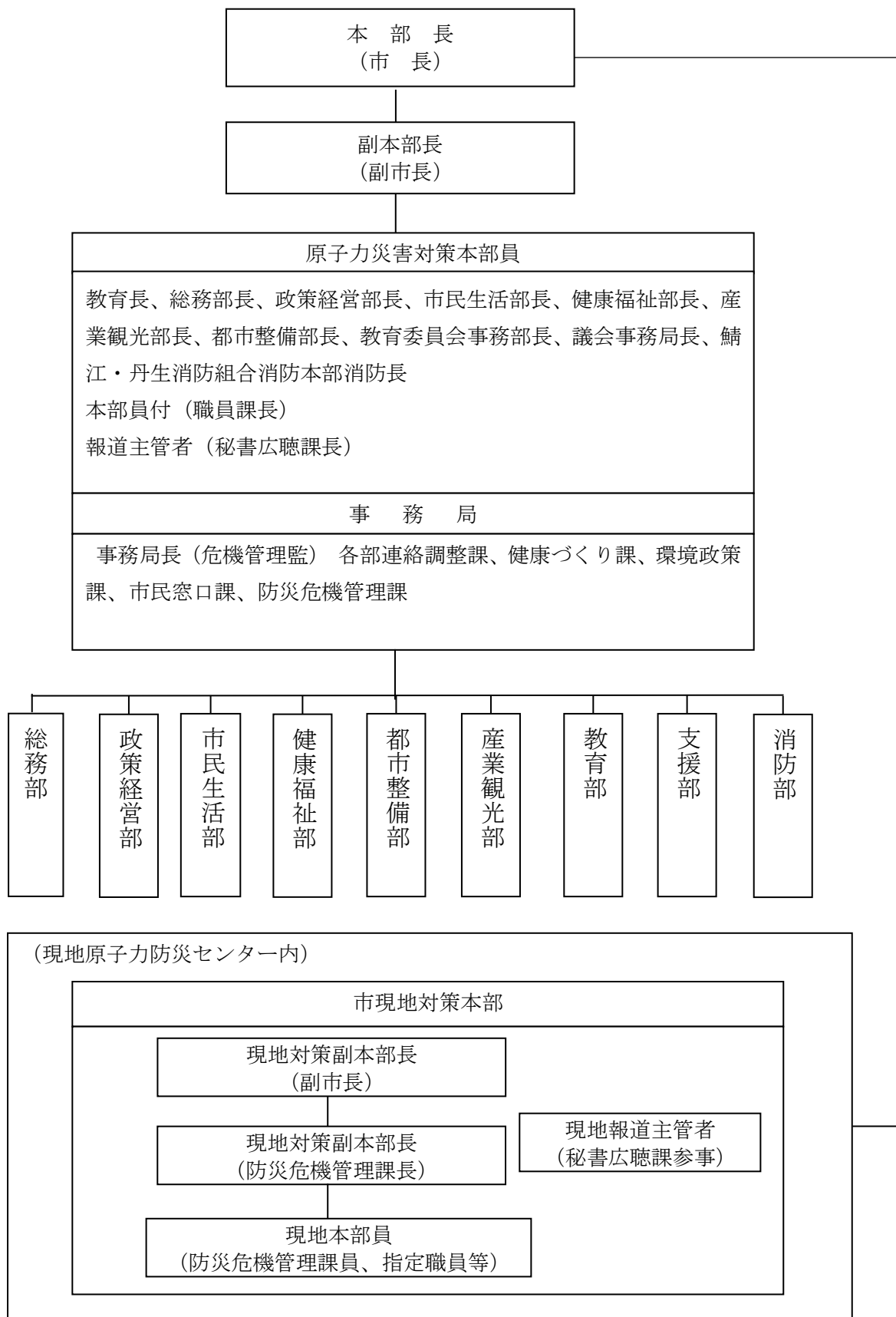
エ 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは協議して、指定公共機関、原子力事業者その他原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

⑤ 原子力災害合同対策協議会の運営

原子力災害合同対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとする。

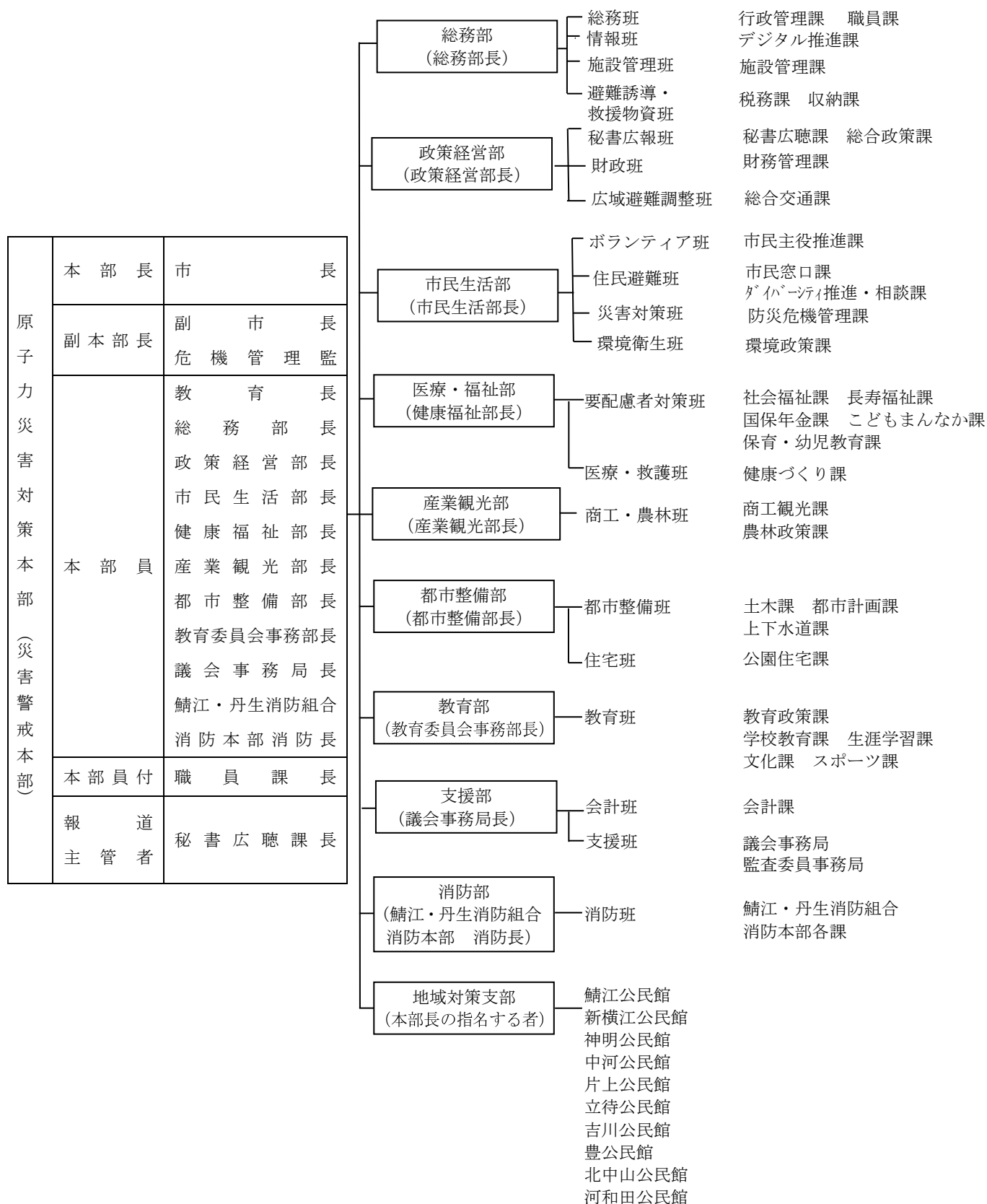
別図3 (同節第4(3)⑧イ関係)

[鯖江市原子力災害対策本部概略図]



別図4

[鯖江市原子力災害警戒本部・鯖江市原子力災害対策本部組織図]



第6 応援要請および職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、または県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断および治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 防災活動拠点

市および県は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救助ならびに消火の活動拠点となる施設を確保するものとする。

(4) 応援に係る留意事項

- ① 市長は、県外市町村に協定に基づく応援要請を行ったときは、知事に報告するものとする。
- ② 応援隊は、受入れを行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動するものとする。また、受入れを行った市は、県と密接な連携を図るものとする。
- ③ 応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質または放射線の影響のない地域の活動のみとし、市および県は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議するものとする。

第7 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、県知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに県知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第8 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初動対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、緊急時モニタリングの総合的な推進、

適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第9 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（または現地災害対策本部）および現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 現地災害対策本部長は、必要に応じ被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着および安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計および安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

① 市における被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める以下の考え方に従う。

ア 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、「原子力災害対策指針」に示す防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50 mSv を上限としており、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性のある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとする。

イ ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100 mSv を上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300 mSv、皮膚については等価線量で1 Sv を併せて上限とするものとする。

ウ また、日管理目標値は10 mSv を上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとする。

② 市は、現地原子力防災センター内の現地災害対策本部に被ばく管理の場所を設定して行い、万一被ばくした場合には、県に対して除染等の医療措置を要請するものとする。

③ 被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性のある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

④ 市は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地原子力防災センター等において、国、

県および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

- ⑤ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(4) 防災業務関係者の医療措置

- ① 市は、防災業務関係者が被ばくした場合で県計画に定める二次被ばく医療までに該当する場合は、県、緊急被ばく医療現地派遣チームおよび防災関係機関が行うスクリーニング、除染等の医療措置に協力するものとする。
- ② 市は、被ばくした防災業務関係者が、県地域防災計画に定める三次被ばく医療に該当する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場の指定を行うなど、県(災害対策本部長)が行う放射線障害専門病院等への搬送に協力するものとする。

第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

第1 避難等の防護活動の実施

住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。

感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

表1 避難等の基準(「OILと防護措置」抜粋)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
			β 線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

(1) 避難および一時移転

避難および一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

(2) 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、関係市町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、関係市町は、緊密な連携を行うものとする。

- (3) 市は、国の原子力災害対策指針や県地域防災計画（原子力災害対策編）等を踏まえ、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡散計算情報などの様々な情報を活用し、屋内退避、避難誘導等の防護措置を実施するものとする。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- (1) 市は、施設敷地緊急事態（第2段階）発生時には、国および県の指示または独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。
- (2) 市は、全面緊急事態（第3段階）発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国および県の指示または独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZ内の住民にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。
- (3) 市は、全面緊急事態（第3段階）の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、国および県と連携し、緊急時モニタリング結果および原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、住民に対する屋内退避または避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるも

のとする。

- (4) 市は、住民の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測および大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供するものとする。

- (5) 市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとする。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供するものとする。

- (6) 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。

この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

- (7) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第3 安定ヨウ素剤の服用

市は、指針に準拠し、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- (1) 緊急時における住民への安定ヨウ素剤の配布および服用については、指針では、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。

第4 避難手段

避難対象地域の住民避難は、次のとおり行うものとする。

(1) 自家用車による避難

- ① 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、市は、避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。
- ② 市は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。

ア 市は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知するものとする。

市は、鯖江・丹生消防組合消防本部に対し、鯖江消防団は対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、市に連絡するよう指示するものとする。

イ 市は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、あらかじめ定めた避難先以外の場所に避難した場合には、市災害対策本部に避難先を連絡するよう、事前に周知するものとする。

(2) 自家用車以外での避難

① 自家用車による避難をしない住民は、市が定める場所から、県または市が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

なお、避難にあたっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、県または市が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両等による避難を行うものとする。

② 自衛隊車両等により避難した住民は、市が定める場所から、県または市が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

(3) 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、市の指示により、次のとおり行うものとする。

① 学校の児童生徒および保育園の園児等

ア 学校の児童生徒等が在校時においては、県または市が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両等によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。

② 在宅の要介護高齢者・障害者等

ア 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。

イ 介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の車両等により、あらかじめ定めた福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

③ 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者

ア 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、県または市が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

イ 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の車両等によりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

(4) 避難手段の早期確保

県は、早い段階での避難手段を確保するため、警戒事態の段階で、自衛隊、海上保安庁その他関係機関への要請を開始するものとする。

第5 避難所

(1) 避難対象区域を含む市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

- (2) 避難対象区域を含む市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市に提供するものとする。
- (3) 避難対象区域を含む市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 避難対象区域を含む市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

- (5) 避難対象区域を含む市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 避難対象区域を含む市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 避難対象区域を含む市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅の斡旋および活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国および県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国および県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第6 広域避難等

- (1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄

する区域外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県に対し事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町村を含む県との協議を求めるものとする。

- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

	県 内	県 外
広域避難先	坂井市・勝山市	石川県加賀市

※避難所等（避難先施設等）に関しては、県が示す広域避難要綱で定める。

第7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させるものとする。また、児童生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき児童生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

第9 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第11節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

第10 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難を指示した区域について、住民の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする

第11 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

- (1) 市は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配

慮するものとする。

- (2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第4節 治安の確保および火災の予防

市は、応急対策実施区域およびその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域およびその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国、県および鯖江・丹生消防組合消防本部と協力のうえ、応急対策実施区域およびその周辺における火災予防に努めるものとする。

第5節 飲食物の摂取制限等

第1 基本方針

原子力災害時には、放射性物質または放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、市は県および関係機関と連携し、飲料水および飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

第2 摂取制限等の措置

市は、住民に対する屋内退避または避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該指示の対象地域において、地域生産物の摂取制限および出荷制限を実施するものとする。

食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言および指示に基づき、飲食物の摂取制限、出荷制限等およびこれらの解除を実施するものとする。

(1) 飲料水に対する措置

県は、市に対し、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずるよう指示するものとする。

(2) 飲食物に対する措置

県は、市に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、または禁止する措置を講ずるよう指示するものとする。

(3) 農林畜水産物に対する措置

県は、市に対し、汚染地区住民、汚染地区区域内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止等必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(4) 避難所等での措置

市は、飲料水、飲食物および農林畜水産物の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避

難所等での摂取を一時禁止するものとする。

表1 飲食物摂取制限の基準（「O I Lと防護措置」抜粋）

	基準の 種 類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物 摂取 制限 ^{※9}	飲食物に係 るスクリー ニング基準	O I L 6による飲食物 の摂取制限を判断する 準備として、飲食物中 の放射性核種濃度測定 を実施すべき地域を特 定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく 影響を防止するため、 飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、殻 類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※8}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
			ウラン	20	100	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第6節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 第1順位 | 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー |
| 第2順位 | 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 |
| 第3順位 | 緊急事態応急対策を実施するための要員および資機材の輸送 |
| 第4順位 | 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 |
| 第5順位 | その他緊急事態応急対策のために必要な輸送 |

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ① 後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- ② 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- ③ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 食糧、水等生命の維持に必要な緊急物資および他都道府県からの援助物資
- ⑤ 災害応急対策要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- ⑥ 被災者を収容するために必要な資機材
- ⑦ 二次災害防止および応急復旧の資機材
- ⑧ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ① 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、下記の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町、災害時相互応援協定締結自治体に支援を要請するものとするものとする。

ア バス会社

イ 自動車輸送機関

ウ JR西日本株式会社

- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、輸送力の確保に関する支援を依頼するものとする。

第2 緊急輸送のための交通確保

市および道路管理者は、交通規制に当たる県警察本部と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第7節 救助・救急、消火および医療活動

第1 救助・救急および消火活動

- (1) 市は、救助・救急および消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県または原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急および消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、単独での対処が困難と判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。
なお、要請時には以下の事項等に留意するものとする。
 - ① 救急・救助および火災の状況および応援要請の理由、応援の必要期間
 - ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ③ 市への進入経路および集結待機場所

第2 医療措置

市は、市医師会および市薬剤師会の協力のもとに、県が行う緊急時における住民の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

第8節 住民への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民への情報伝達活動

- (1) 基本方針

市は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 広報の留意事項
 - ① 市は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用するものとする。
 - ② 市は、情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報するものとする。
 - ③ 市は、県、国、その他防災関係機関と連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- ④ 市は、県との役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果等の状況、市、県等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定ならびに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- ⑤ 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民に対する情報の公表および広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町および原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。
- ⑥ 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(3) 鯖江市の広報体制

- ① 市は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行うものとする。
- ② 災害対策本部設置時には、市長の指定する場所において、また、現地災害対策本部設置時には現地原子力防災センターに県が設置する記者発表室において、報道機関等に対応するものとする。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、現地原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、市も、国の記者会見に同席し、市の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。

- ③ 市は、報道機関、広報車を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、市の対策等を周知徹底するものとする。

(4) 鯖江市が行う広報事項

市は、県等からの指示に従い、CATV、防災行政無線、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。

① 警戒本部を設置したとき

- ア 市からの緊急広報であること
- イ 市に原子力災害関係本部員連絡会議および県に警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 市、県その他防災関係機関の対応状況
- ク 住民および一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先
- コ その他必要事項

② 原子力災害対策本部を設置したとき

上記①に掲げる広報事項に準じるものとする。

③ 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、広報活動を行うものとする。

上記①に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと

④ 防護対策区域を決定した指示があった場合

上記①に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 決定した防護対策の内容
- イ 防護対策区域の範囲および具体的な設定地域の内容
- ウ 防護対策区域およびその周辺の交通規制の内容
- エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護対策区域を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。

第2 住民からの問い合わせに対する対応

- (1) 市は、国、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第9節 ボランティア等の受入

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

(1) 基本方針

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制および活動体制について定める。

(2) 災害時ボランティア活動の制限

市および県は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。

(3) 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、市および県は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行うものとする。

(4) 災害時ボランティアの受入体制

① 福井県

災害対策本部にボランティア部門を設け、県社会福祉協議会等既存のボランティア推進団体が中核となる県災害ボランティアセンター本部と連携を取りながら、ニーズに応じたボランティアの調整・斡旋を行うものとする。

② 鯖江市

市は、ボランティア活動への参加希望や避難所等における必要な業務や人数等のボランティアニーズを把握し、県災害対策本部と連携して情報提供を行うものとする。

(5) 災害時ボランティアの活動体制

市および県は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりを行うものとする。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、原子力災害によって被災した場合、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

市は、県および関係機関等と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第10節 行政機関の業務継続に係る措置

- (1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民へ周知する。

なお、行政機関においては住民の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

- (2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第11節 要配慮者に配慮した応急対策

第1 基本方針

原子力災害において、特に要配慮者に対する配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第2 情報伝達および広報における配慮事項

- (1) 市および県は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、ならびに避難所等での文字媒体手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。
- (2) 市および県は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。

第3 避難における配慮事項

- (1) 市および県は連携し、介助等が必要な避難誘導および輸送に関して、地域住民、県警察本部、鯖江・丹生消防組合消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮するものとする。

- (2) 市および県は連携し、避難所での生活に関して、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に必要な飲食物および資器材の確保ならびに提供を行うものとする。

- (3) 市は、県と協力し、避難施設における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。

また、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。

- (4) 病院等医療機関の管理者は、原子力災害が発生し、避難の指示があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県および市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

- (5) 社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県および市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとされている。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

原子力災害により、放射性物質または放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序および経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、県、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、市は、別に定める職員を派遣するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国および県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録・登録

市は、避難および屋内退避の措置をとった住民が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式(被災地住民登録票)により記録・登録するものとする。

第2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置および原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第3 損害調査

市は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して市において被災者が受けた損害を調査するものとする。

- (1) 避難措置
- (2) 飲料水、飲食物および農畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市は国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2) 市は国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を超えて避難した被災者に対しても、市および避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3) 市は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、科学的根拠に基づき安全性が確認された後は、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第9節 住民相談体制の整備

市は、国および県と連携し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は、本章第10節に定める被災中小企業等に対する支援に係

る相談窓口および本章第11節に定める心身の健康相談窓口と連携を図り、住民に対する確な対応を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国および県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付および中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災農林蓄水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付、また必要枠の確保など、適切な措置を講じるものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、住民に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第12節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察本部と連携して、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、「市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例第10号）」の規定を遵守して、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。